

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

大津終末処理場等運転管理業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年8月7日

大津市公営企業管理者 南堀 弘

1 業務の概要

(1) 業務名

大津終末処理場等運転管理業務

(2) 業務の目的

市民生活に欠かせない下水道施設を安定して稼働させ続けるため、下水道施設全体を高い専門性をもって運転維持管理していく必要がある。このため、大津終末処理場、中継ポンプ場及び管渠施設の包括的な運転維持管理を、「実績・専門性・技術力」等を持つ事業者へ委託し、下水道施設を安全・安心なライフラインとして提供することが本業務の主な目的である。また、事業者の「実績・専門性・技術力」等に裏打ちされた優れた知見により、運転管理の効率性及び経済性の向上を図る。

(3) 業務内容

主な業務内容は下記のとおりとする。

- ア 大津終末処理場、ポンプ場等の運転・監視業務
- イ 大津終末処理場、ポンプ場等の保守点検業務
- ウ 水質試験業務（水質等測定分析業務の外部委託を含む）
- エ 下水道管渠施設維持管理業務（修繕業務、管更生業務を含む）
- オ 各種工業薬品・物品等の調達及び管理に関する業務
- カ 修繕等業務
- キ 廃棄物（産業廃棄物、脱水汚泥等）の収集運搬業務
- ク その他業務

※詳細は要求水準書に記載のとおりとする。

(4) 業務期間

契約締結の日から令和14年3月31日まで

（業務期間の内訳）

契約日から令和9年3月31日までは、引継ぎ及び業務準備期間とし、令和9年4月1日からは、委託期間とする。なお、引継ぎ及び準備に係る費用は新規受託者の負担とする。

また、令和9年4月1日の委託期間の開始後は、1日あたりの業務時間を24時間終日とする。

2 参加資格

前項の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、法人又は団体単体もしくは複数の企業等で構成されるグループ（以下「グループ」という。）とし、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 単独企業の参加要件

- ア 令和8年度大津市委託業務入札参加資格者名簿に、業種「機械設備運転管理業務・保守点検業務」で登録されている者
- イ 下水道処理施設維持管理業者登録簿（国土交通省）に登録されている者
- ウ 地方公共団体にて、過去5年以内に50,000m³/日以上の有処理能力（晴天日）を有する終末処理場（下水道法第2条第6号）の運転管理業務（包括的民間委託レベル2.5相当以上）の元請実績を有する者
- エ 要求水準書に定める総括責任者、副総括責任者及び有資格者を揃えられること。
- オ 要求水準書に定める汚泥等運搬業務の実施に当たり産業廃棄物収集運搬業の許可を有していること。

(2) グループの場合の参加要件

- ア グループの代表者を本プロポーザルに参加する代表者とする。
- イ グループの代表者は上記(1)のアからウまでの要件を満たすこと。
- ウ グループの構成員は担当予定業務に該当の業種が、令和8年度大津市委託業務入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- エ 要求水準書に定める総括責任者、副総括責任者及び有資格者を揃えられること。
- オ 総括責任者はグループの代表者から選出すること。
- カ 要求水準書に定める汚泥等運搬業務の実施に当たり、産業廃棄物収集運搬業の許可を有していること。

(3) 共通の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- イ 大津市（以下、「本市」という。）から指名停止を現に受けていないこと。
- ウ 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

と。

カ 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、(イ)a にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

(ア) 資本関係

- a 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- c a又はbと同視しうる関係にあると認められる場合

(イ) 人的関係

- a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - (b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - (c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - (d) 組合の理事
 - (e) その他の業務を執行する者であつて、(a)から(d)までに掲げる者に準ずるもの
- b 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- d aからcまでと同視しうる関係にあると認められる場合

キ 次の(ア)から(カ)までのいずれの場合にも該当しないこと。

- (ア) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (エ) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (カ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

3 選考方法

前項の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による業務提案書の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を大津終末処理場等運転管理業務公募型プロポーザル審査委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

なお、詳細については、「大津終末処理場等運転管理業務 公募型プロポーザル審査実施要領」(以下、「実施要領」という。)を参照のこと。

4 応募手続等

- (1) 担当課(書類の提出先及び問合せ先)

〒520-0811 大津市由美浜1番1号

大津市企業局下水道事業部水再生センター(担当 藤原、坂東)

電話 077-522-5300

電子メールアドレス otsu1902@city.otsu.lg.jp

- (2) 実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和8年8月7日(金)から同年8月25日(火)まで(大津市の休日を定める条例(平成元年条例第67号)第1条に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

前号に同じ。(大津市企業局ホームページにおいてもダウンロード可)

ウ 交付する書類

実施要領、要求水準書、各様式集等

- (3) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 質問方法

質問書（様式は実施要領に添付）により電子メールで行うこと。

メール件名に「プロポーザル質問. 送信年月日（西暦月日の8桁）. 商号又は名称」を入力し、質問書を添付して送信すること。なお、送信後、第1号に記載の担当宛に質問をメール送信した旨を電話連絡すること。

イ 質問期限

令和8年9月30日(水)午後5時までに必着

質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

ウ 回答方法

大津市企業局ホームページ上において回答する。

（ホーム＞企業局＞入札・契約情報＞プロポーザル＞質問に対する回答）

エ 回答予定日

質問書提出日を含む14日以内の日まで

(4) 参加申込書等の提出

ア 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領の定めるところに従い、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。

(ア) 参加申込書

(イ) 誓約書

(ウ) 施設見学参加申込書（施設見学会を希望する者のみ）

(エ) 受託業務実績調書

(オ) 受託業務実績調書記載内容を証明する書類（契約書、要求水準書等の写し）

(カ) 要求水準書で求める有資格者数がわかる書類

(キ) 下水道処理施設維持管理業者登録規程による直近の現況報告書〔様式第10号（第7条関係）〕（各地方整備局の受付印のあるもの）の写し

(ク) グループで参加する場合は、グループ構成員の参加申込書、誓約書及び企業グループ協定書の写し（グループ構成員のすべての企業）

(ケ) 審査結果通知用封筒（配達証明付き書留郵便代切手貼付）

イ 提出場所 第1号に同じ。

ウ 提出方法及び期限

(ア) 持参による提出の場合

令和8年8月25日(火)午後5時まで

事前に電話等で持参日時を担当課に伝えた上で持参すること。

(イ) 郵送による提出の場合

令和8年8月25日(火)まで（必着）

郵送方法は、一般書留又は簡易書留に限る。

(5) 業務提案書等の提出

ア 提出書類

プレゼンテーション審査に参加する者は、実施要領の定めるところに従い、次に掲げる書類を提出すること。

(ア) 業務提案書（１７部）

(イ) 提案見積書（１部）

(ウ) 審査結果通知用封筒（配達証明付き書留郵便代切手貼付）（１部）

イ 提出場所 第１号に同じ。

ウ 提出方法及び期間

(ア) 持参による提出の場合

令和８年１０月２３日(金)から同年１０月３０日(金)までの午前９時から午後５時まで

事前に電話等で持参日時を担当課に伝えた上で持参すること。

(イ) 郵送による提出の場合

令和８年１０月２３日(金)から同年１０月３０日(金)まで（必着）

郵送方法は、一般書留又は簡易書留に限る。

(6) プレゼンテーション審査

ア 実施日 令和８年１１月１６日(月)から同年１１月１８日(水)まで

上記のうち、本市が指定する１日とする。

イ 実施場所 参加資格のある者に対して、別途通知する。

ウ 提案時間 ４０分以内

プレゼンテーションは原則、総括責任者に就く者が主として行うこと。

なお、応募者多数の場合は、時間を変更する場合がある。

エ 質疑応答 ２０分間

オ 参加人数 ５人以内

カ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ本市が準備した画面モニター（HDMI端子）を利用することができる。なお、使用する電子データは業務提案書と同一内容とし、追加等は原則認めない。

キ 提出された業務提案書、プレゼンテーションの内容及び質疑への応答内容については、本業務として確実に履行するものとする。

ク 応募者が多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。

(7) 審査結果の結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、文書により通知する。

令和８年１１月２５日(水)に結果通知書を送付予定。

審査結果の公表に当たっては、令和８年１１月下旬に大津市企業局ホームページにて公表する。

(8) その他

ア 失格となる業務提案書等

業務提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出場所又は提出方法に適合しないもの
- (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

- (ア) 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出期限以降における業務提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (ウ) 全ての提出書類は、返却しない。
- (エ) 提出された業務提案書等は、業者の選定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- (オ) 提出された書類は、業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

5 その他の留意事項

詳細は、実施要領、要求水準書等による。